



国民健康保険税納税通知書の誤記載について

2026 年 7 月 10 日（金）に養父市から発送した国民健康保険税納税通知書の一部に誤りがあることが判明しました。詳細は以下のとおりです。

1. 内 容

2026 年 7 月 10 日（金）に発送した国民健康保険税納税通知書（年金特別徴収分）において、同通知書内の算出内訳の一部（「算出内訳兼変更通知」のうち「変更後」の「後期支援金分」の「④賦課額」欄）に数値の誤りがあることが判明しました。

なお、本事案は、内訳の印字内容に関するものであり、通知している納税額（年税額）には影響はありません。

2. 経 緯

2026 年 7 月 13 日（月）に、国民健康保険税納税通知書を見た市民からの入電により発覚しました。

3. 原 因

南但広域行政事務組合で管理している税務基幹系システムにおいて、制度改革（子ども・子育て支援金の徴収開始）に伴うシステム改修を行った際のプログラム修正の内容に誤りがあったものです。

4. 対象及び件数

年金特別徴収対象者 507 件（市内 500 件、市外 7 件）

※なお、同システムから出力した他の通知書等で同様の事象は発生していません。

5. 対 応

発覚後、南但広域行政事務組合及びシステムベンダーに連絡して、誤りの原因となっているプログラム修正等を依頼し、正しい数値が記載された国民健康保険税納税通知書を再作成、内容等を精査・確認し、年金特別徴収対象者に謝罪文を同封のうえ 2026 年 7 月 16 日（木）に発送します。

6. 再発防止

今後は、制度変更に伴うシステム改修等に当たっては、関係機関と十分に連携を取りながら検証等を行い、再発防止に努めてまいります。

【問合せ】

経営企画部 税務課 課長：福田 泰明 担当者：小田垣 完一

電話：079-662-3164 FAX：079-662-7491

E-mail：zeimu@city.yabu.lg.jp